

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 9 月18日

【会社名】

株式会社オーネックス

【英訳名】

ONEX Corporation

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 木田 周太郎

【本店の所在の場所】

東京都港区芝 5 丁目29番18号

【電話番号】

03(6809)5615

【事務連絡者氏名】

執行役員管理本部長 中田 典男

【最寄りの連絡場所】

神奈川県厚木市上依知字上ノ原3012番3号

【電話番号】

046(285)3664

【事務連絡者氏名】

執行役員管理本部長 中田 典男

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(株式)
その他の者に対する割当 362,046,000円
(第 1 回新株予約権)
その他の者に対する割当 25,793,080円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額
2,077,387,080円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、
新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、減少しま
す。また、当初の行使価額が調整された場合、増加または
減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	249,000株	完全議決権株式であり、権利内容に制限のない当社における標準となる株式です。 単元株式数は100株です。

(注) 1. 本有価証券届出書による普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及び募集については、2026年9月18日に開催された当社取締役会において決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	249,000株	362,046,000	181,023,000
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	249,000株	362,046,000	181,023,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額は181,023,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,454	727	100株	2026年10月7日	—	2026年10月7日

(注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は発行価格のうち資本金に組み入れる金額です。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、後記の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社オーネックス 管理本部	東京都港区芝5丁目29番18号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 厚木支店	神奈川県厚木市中町 2 - 3 - 5

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第 1 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	14,110個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	25,793,080円
発行価格	新株予約権 1 個当たり1,828円 (新株予約権の目的である株式 1 株当たり18.28円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年10月 7 日(水曜日)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オーネックス 管理本部 東京都港区芝 5 丁目29番18号
払込期日	2026年10月 7 日(水曜日)
割当日	2026年10月 7 日(水曜日)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 厚木支店 神奈川県厚木市中町 2 - 3 - 5

(注) 1. 本有価証券届出書による第 1 回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といい、本新株式と併せて「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。)の発行及び募集については、2026年 9 月18日に開催された当社取締役会において決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 本新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,411,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整する。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、算式の調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに通知できない場合には、適用開始日以降速やかに通知する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 (1) 本新株予約権の行使に際し出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,454円とする。 2. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 時価(本項第(4)号に定める「時価」をいう。以下第(2)号において同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに通知できない場合には、適用開始日以降速やかに通知する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,077,387,080円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には減少する。また、当初の行使価額が調整された場合、増加または減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年10月8日から2029年2月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社オーネックス 管理本部 東京都港区芝5丁目29番18号 2. 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友銀行 厚木支店 神奈川県厚木市中町2-3-5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の1個未満の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行う。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類は普通株式とする。 3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 4. 新株予約権を行使することのできる期間 組織再編成行為の効力が生ずる日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する期間の満了日までとする。 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の規定に準じて決定する。 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 上記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準として組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 7. その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 上記「新株予約権の行使の条件」及び「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の規定に準じて決定する。 8. 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 9. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書にその行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日その他必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、行使期間中に行使請求受付場所に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が不備なく行使請求受付場所に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が払込取扱場所の当社が指定する口座に入金されたときに発生します。

2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. 本資金調達により資金を調達しようとする理由

(1) 募集の目的

本新株式及び本新株予約権の募集（以下「本資金調達」といいます。）は、当社が新たに営むAIデータセンター関連事業への投資を目的とするものです。なお、当社は、当該AIデータセンター事業について、2026年9月18日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」において開示しておりますので、併せてご参照ください。

当社グループは金属熱処理加工事業及び運送事業を営んでおり、売上高の約9割を占める金属熱処理加工事業の主な取引先は自動車関連、産業工作機械関連、建設機械関連であります。

これらの業界における日本国内の生産高は、2010年代から概ね横ばいであり、コロナ禍で大きく落ち込んだ後も当時の水準を回復しておりません。

当社グループの業績も売上高が伸び悩むなかで売上原価や販管費の上昇から厳しい状況が続いており、生産拠点の集約、自動化、多能工化の推進等を進めコストの削減と生産性の向上に努めるとともに、メーカーにおける熱処理の外製化需要の取り込みなど、提案型の営業推進の強化を通じて営業基盤の拡充を進めているところであります。

こうしたなかで、当社は、昨年5月に臨時株主総会の招集を求める株主提案を受けました。株主提案の主旨は、当社が2024年6月期に多額の損失を計上した状況から利益を生み出す体制の構築が急務であるとし、

経営陣の刷新を求めたものであります。この株主提案につき当時の取締役会において慎重に検討、審議し、提案株主である山川伯忠氏（現当社取締役会長）とも協議を重ねた結果、昨年9月開催の定時株主総会において株主提案の主旨を受け入れることとし、現代表取締役への異動を内定のうえ新任の取締役5名（うち社外取締役2名）を選任いただきました。

刷新後の経営体制において当社の事業計画の見直しを進めるなかで、現行事業について引き続き強化拡充に努めるとともに、特定の市場に収益源が偏る状態は企業全体の収益や成長性に大きな影響を及ぼす可能性があることから、外部環境の変化に対する耐性を高める「事業の分散」という視点に基づいて、本年3月10日に臨時株主総会を開催し、定款の一部変更をご承認いただき、人工知能（AI）関連の業務、不動産や金融商品関連業務を事業目的に追加しております。

新しい事業目的に関し、当社取締役会は、人工知能（AI）関連の業務のほか、不動産や金融商品関連業務についても検討を進めましたが、後者は市況変動に伴うリスクが伴うことから事業分散の効果が生じないと判断しました。そのため、経営戦略上の次の課題として、AI関連事業への投資を積極的に推進することとしました。近年、AI技術はあらゆる産業領域において革新をもたらしており、生産性向上や新たな付加価値の創出を支える重要な基盤となっています。新規事業としてAIそのものに取り組むことは困難ですが、AI関連投資として一定の収益が見込める事業に取り組むことは、成長分野への挑戦という意味合いだけでなく、企業経営における事業分散の観点からも大きな意義を有すると判断したものです。

当社は調達資金を活用し、AIデータセンター事業用地の取得及び賃貸事業、並びにAIデータセンター設備の取得及び賃貸事業を展開してまいります。

当社は、AIデータセンター事業として、AIデータセンター用地及び受電設備等を取得し、これらをAIデータセンター事業者へ賃貸する事業を計画しております。

これまで、北海道に所在する事業用地についても候補案件の一つとして取得の可能性を検討しておりますが、当該案件については契約の実行には至っておりません。

もっとも、本資金調達は特定の土地案件や特定の賃借先を前提として実施するものではなく、当社がAIデータセンター事業へ参入することを経営方針として決定し、その事業を推進するために必要となる土地及び受電設備等を取得することを目的として実施するものです。

今後は、事業計画に基づき、複数の候補案件のなかから事業性、収益性及び立地条件等を総合的に勘案して適切な土地及び受電設備等の取得を進めるとともに、AIデータセンター事業者との協議を進め、順次賃貸事業を開始する予定です。

本資金調達による事業化は、「土地の取得及び賃貸」と「受電設備等の取得及び賃貸」の二段階で進めることを想定しており、土地及び受電設備等の取得時期については、個別案件の進捗等を踏まえながら順次実施する予定です。

AIデータセンター設備の導入には、GPUサーバー、ストレージ、ネットワーク設備その他関連設備の取得費用に加え、設計・構築費用及び工事費用等の多額の資金が必要となることが見込まれます。また、AIデータセンター事業者との協議を進めるにあたっては、土地の確保のみならず、設備投資に必要な資金をあらかじめ手当てしていることが事業遂行能力を示すうえで重要であると考えております。そのため、当社としては、土地取得後に改めて設備投資資金の調達を行うのではなく、事業全体を一体のプロジェクトとして捉え、将来の設備投資需要も見据えて、今回の第三者割当により必要資金をあらかじめ手当てすることが、機動的な事業展開及び財務基盤の安定化の観点から合理的であると判断しております。

さらに、AIデータセンター市場は急速な成長が見込まれており、設備機器の需要増加や価格変動等も想定されることから、早期に資金を手当てすることで、事業機会を逸失することなく、適切なタイミングで設備投資を実施できる体制を構築することを目的としております。

本資金調達は、これらのAIデータセンター関連事業に必要な資金を調達するものであり、現行事業以外に安定した収益源を確保するとともに、成長分野への参画を通じて当社の新たな事業展開を目指すものであります。

（2）本資金調達方法を選択した理由

一般的に、投資資金の調達については、まず内部資金によるのか外部資金によるのかを決定し、外部資金による場合は大別して株式（エクイティ）と負債（デッド）のいずれか又はその組み合わせを決定することになります。

当社は、これまで、設備投資等の資金については金融機関からの長期借入により調達しておりましたが、現行事業における業績の伸長が難しい状況から、金利動向も踏まえ過去数期にわたって負債比率の低減を図ってまいりました。この結果、自己資金及び銀行からの融資枠に相応の余裕があるものの、当社取締役会で検討の結果、内部留保資金や借入枠については、今後のコスト競争力の強化や技術・品質体制の充実、成長戦略の展開のために有効に活用する方針とし、新規事業分野への所要資金の手当てについては確定した返済義務がない自己資本による調達が望ましいと判断したものです。

（本新株予約権の特徴）

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社は割当予定先に、本新株予約権の行使を行ううえで、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、価格修正条項付きのいわゆるMSCB やMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な

市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

取得条項

本新株予約権には、いつでも一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する旨の制限を定める予定です。

(他の資金調達方法との比較)

当社は、以下の資金調達方法について検討いたしました。

銀行借入は、既存株主の皆様への希薄化が生じないというメリットがある一方で、借入金として返済義務を負うこととなり、利息負担が発生するとともに、財務レバレッジの上昇により財務健全性に影響を及ぼす可能性があります。また、借入可能額は当社の財務状況や金融機関との信用判断に左右されるため、必要な資金を希望する条件・時期に調達できるとは限りません。当社は、本件資金需要の規模、資金使途及び財務体質への影響等を総合的に勘案した結果、銀行借入は本件の資金調達方法として最適ではないと判断いたしました。

公募増資は、一度にまとまった資金を調達できるというメリットがありますが、発行時点で直ちに株式価値の希薄化が生じることに加え、一般的に引受証券会社との協議、需要調査その他の手続を要するため、実施までに一定の期間を要し、機動的な資金調達が困難となる場合があります。また、市場環境によっては希望どおりの条件で実施できない可能性もあります。これらの事情を踏まえ、公募増資は本件の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

株主割当増資は、既存株主の皆様への持分維持の機会を提供できるというメリットがありますが、株主の資力や投資判断により応募率が左右されるため、調達額が不確定となる可能性があります。また、近時において実施事例が限定的であり、実務上の不確実性もあることから、当社として必要な資金を確実に調達できる見通しを立てることが困難であると判断いたしました。以上から、株主割当増資は本件の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債は、発行時に資金を一括して調達できるというメリットがありますが、その反面、社債として返済義務を負うほか、転換が完了するまで投資家が発行会社の信用リスクを負担することとなるため、引受先が限定される傾向があります。また、行使価額修正条項が付された、いわゆるMSCBの場合には、株価の下落に伴い転換価額が下方修正され、潜在株式数が増加する可能性があることから、既存株主の皆様への希薄化の影響や株価への影響が大きくなるおそれがあります。さらに、割当予定先からも、新株予約権付社債による場合には、本件と同等の条件及びタイミングでの引受けは困難である旨の意向が示されております。これらの事情を踏まえ、新株予約権付社債による資金調達は本件には適当ではないと判断いたしました。

ライツ・イシューには、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることにより、既存株主の皆様への持分維持の機会を公平に提供できるというメリットがあります。一方で、コミットメント型ライツ・イシューについては、国内での実施事例が限定的であり、市場環境や時価総額、株式の流動性等により調達可能額が左右されるほか、引受手数料等のコスト負担も大きくなる傾向があります。また、ノン・コミットメント型ライツ・イシューについては、当社は2025年6月期において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定する実施要件を満たしていないため、実施することができません。以上から、ライツ・イシューは本件の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

以上の経緯により、新規事業分野に係る資金の調達については内部資金及び負債（デッド）による調達は行わないこととし、外部資金のうち株式（エクイティ）により調達することを決定しました。また、資金の必要な時期が分散されていることから、株式と新株予約権との組み合わせにより必要な資金を調達することを決定しました。新株予約権付社債については負債の増加になることから対象としておりません。ただし、後記の通り新株予約権については調達の時期を確定できないというデメリットがあるため、一時的に自己資金や銀行借入れが必要となる可能性を視野に入れて資金計画を作成しております。

当社は、熱処理事業を主たる事業として営んでおり、現在保有する現預金は、過去の事業活動による内部留保及び金融機関からの借入金等を原資として保有しているものであります。これらの資金は、既存の熱処理事業における運転資金、設備投資資金及び財務基盤の維持・強化に充当することを予定しており、当社の本業を安定的に継続するために必要な資金として管理しております。

一方、AIデータセンター事業は当社にとって新たな事業であり、既存の熱処理事業とは事業内容や投資規模、リスク特性が異なることから、既存事業と明確に区分して事業を推進することが適切であると判断しております。そのため、当社はAIデータセンター事業を実施する子会社を新たに設立し、本資金調達により調達した資金を当該子会社へ貸し付け、当該子会社において土地及び受電設備等の取得並びにAIデータセン

ター事業者への賃貸事業を実施する予定です。

このような体制とすることにより、既存の熱処理事業とAIデータセンター事業の資金管理及び収支管理を明確に区分し、既存事業の財務基盤や資金繰りへの影響を抑制しつつ、新たな成長分野への投資を推進することが可能になると考えております。そのため、本資金調達によりAIデータセンター事業に必要な資金を確保することが適切であると判断いたしました。

自己資本による調達の選択肢として公募、株主割当、第三者割当がありますが、今回の資金調達については、募集に要する期間やコストを考慮するとともに、既存株主に対する希薄化の影響を検討し、第三者割当を選択しております。公募増資や株主割当については一度にまとまった資金を調達できるというメリットがありますが、発行時点で直ちに株式価値の希薄化が生じることに加え、実施までに一定の期間を要するため、機動的な資金調達が困難となる場合があります。また、株主割当増資については、既存株主の皆様へ持分維持の機会を提供できるというメリットがありますが、株主の資力や投資判断により応募率が左右されるため、必要な資金を確実に調達できない可能性があります。第三者割当の場合、割当予定先において新たな事業分野やエクイティ・ファイナンスについて一定の知見を有するかどうかを確認することができ、希薄化に関する配慮についても理解いただけると判断したからであります。

調達手段として株式と併せて新株予約権を発行することとしたのは、資金用途ごとの資金需要の時期を踏まえたためです。株式は払込時に必要資金の一部を確実に調達することができる一方、新株予約権については、その行使に応じて段階的に資金を調達することが可能であり、将来の資金需要に応じた資金調達を行うことができます。もっとも、新株予約権は株式の発行と比較して、行使の時期や行使の有無が新株予約権者の判断に委ねられるため、資金を速やかかつ確実に調達できないというデメリットがあります。他方で、発行時点においては株式のように一度に希薄化が生じず、希薄化が段階的となることから、既存株主の皆様への影響に配慮した資金調達が可能となります。また、割当予定先においても、新規事業の進捗や資金需要を踏まえて段階的に投資判断を行うことが可能となることから、当社としても、株式による確実な資金調達と新株予約権による機動的かつ段階的な資金調達を組み合わせる本スキームが最適であると判断いたしました。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,439,433,080	12,257,330	2,427,175,750

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額362,046,000円、本新株予約権の発行価額の総額25,793,080円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額2,051,594,000円を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、調査費用、新株予約権価値評価費用、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用の合計です。なお、発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権について、権利行使期間内に行使がされない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合は、払込金額の総額及び差引手取概算額が減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
AIデータセンター事業用地取得資金	1,500	2026年10月
AIデータセンターの受電設備取得資金	927	2026年11月～2029年2月
合計	2,427	

- (注) 1. 調達資金は、実際に支出するまで当社の銀行預金口座にて管理します。
2. 具体的な使途の内訳又は時期等に重要な変更が生じた場合は、速やかに開示します。

(具体的な資金使途)

本第三者割当による新株予約権の発行によって調達する資金の額は合計2,427百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

AIデータセンター事業用地取得資金

AIデータセンター事業を実施するためには、AIデータセンター建屋に加え、特別高圧受変電設備、非常用設備、冷却設備、構内道路、保安空地及び将来的な設備増設に対応するためのスペースを確保する必要があります。このため、約50MW級のAIデータセンターの整備を前提として、これらの設備を配置可能な敷地面積として約100,000㎡以上の土地取得を予定しております。

当社は、取得した土地をAIデータセンター事業者に賃貸することを予定しております。当該土地はAIデータセンター及びこれに付随する受変電設備等の設置用地として利用される予定であり、当社は土地の賃貸を通じて安定的な賃料収入を得ることを計画しております。

取得予定地については、電力供給能力、特別高圧電源への接続可能性、広大な事業用地の確保可能性、交通アクセス及び事業採算性等を総合的に勘案し、現時点では九州地域を第一候補として、候補地の選定を進めております。なお、九州地域において当社の想定する条件に合致する適切な案件を確保できない場合には、九州地域に代わる候補地として、東北地方、北海道、四国地方その他の地域についても、本事業に適した候補案件が生じた際には、当該地域における土地取得について案件の発掘及び検討を行い、適切な候補地を選定してまいります。

土地取得費については、当社が参考とした苫小牧市内の土地取引価格等を踏まえ、土地単価を約12,150円/㎡として概算しており、本件調達資金のうち1,500百万円をAIデータセンター事業用地の取得費に充当する予定です。なお、当該1,500百万円については、本第三者割当により当社が調達した資金を当社からAIデータセンター事業を実施する子会社に貸し付け、当該子会社においてAIデータセンター事業用地の取得費として支出する予定です。

現時点では、候補地について具体的な協議及び物件調査を進めている段階であることから、正式な売買契約の締結には至っておりませんが、今後、候補地の選定結果を踏まえ、具体的な取得条件を確定する予定です。

なお、取得する土地の所在地、面積及び取得価格は、今後の具体的な物件選定、設計内容及び契約条件等により変更となる可能性があります。また、具体的な取得価格が本件調達資金を超える場合には、新たな資金調達又は借入等を含めた追加的な資金調達について検討してまいります。さらに、資金使途に重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

AIデータセンターの受電設備取得資金

AIデータセンター事業では、大容量の電力を安定的に供給するため、特別高圧受電設備、変圧器、引出設備、地中管路及び電力ケーブル等の受電設備を整備する必要があります。このため、本件調達資金のうち927百万円を受電設備等の取得費に充当する予定です。

受電設備等取得費については、約50MW級のAIデータセンターを想定し、66kV特別高圧受電方式を前提として積算しております。積算に当たっては、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が公表している「送変電設備の標準的な単価」を参考資料として使用しており、同資料では66kV設備は77kV区分として整理されていることから、77kV設備の標準単価を基礎として算定しております。

上記の前提に基づくAIデータセンターの受電設備等の概算額は、以下のとおりです。

77kV変圧器（2台）500百万円

77kV引出設備（2回線）480百万円

77kV地中管路160百万円

77kV電力ケーブル布設160百万円

合計 1,300百万円

現時点において、当社が予定している受電設備等の取得費は総額1,300百万円であり、本第三者割当により調達する資金については、そのうち927百万円を以下のとおり充当いたします。

77kV変圧器（2台）500百万円

77kV引出設備（2回線）427百万円

なお、AIデータセンターの受電設備等の取得費総額1,300百万円と本第三者割当による調達資金927百万円との差額373百万円は自己資金又は借入金にて充当する予定です。

現時点では、AIデータセンター事業用地について候補地の情報収集及び九州地域における土地取得を検討している段階であり、受電設備についても具体的な設計条件及び設置場所が未確定であるため、個別業者による正式見積書は取得しておりませんが、電力設備に係る公表資料に基づく標準単価を参考として合理的に積算しております。今後、具体的な設計及び発注先の選定に応じて設備仕様及び金額を確定する予定です。また、土地取得候補の選定と並行して、想定する土地規模及び約50MW級のAIデータセンター事業を前提として、受電設備の仕様及び概算費用の検討を進めるとともに、設備業者との協議を行う予定です。

なお、具体的な仕様や金額が確定し、本件調達資金を超える資金が必要となった場合には、新たな資本増強又は借入等を含めた追加的な資金調達について検討してまいります。また、資金使途に重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

（資金使途の合理性に関する考え方）

当社グループは、金属熱処理加工事業を中核とし、自動車、産業工作機械、建設機械分野を中心とした製造業の高精度部品加工を支える立場にあります。いずれの分野も国内における生産量が伸び悩む厳しい経営環境がありますが、今後の持続的成長に向けては、環境負荷低減やカーボンニュートラル対応、設備の自動化等により生産効率を高めるとともに、安定的な事業基盤を確立することが重要な課題であります。

本資金調達は、外部環境の変化に対する耐性を高める「事業の分散」という視点から、当社の経営戦略上の次の課題とするAI関連事業への進出を推進する第一歩であります。AIデータセンター関連事業への投資を通じて安定した収益源を確保するとともに、人脈の形成、知見の蓄積に積極的に取り組みAIを活用した新規事業の創出につなげることによって当社グループの企業価値を高め、中長期的に株式価値の向上を図ることができると考えられることから、当社の取締役会は、上記の資金使途に合理性があると判断しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	品香事業有限公司
	本店所在地	台湾台中市神岡区庄前里神林路16之5号1樓
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	大量保有報告書等に係る事務代理者 行政書士永田町事務所 加陽 麻里布（注1）
	代表者の役職・氏名	董事 李麗美
	資本金	5,000,000円
	事業内容	輸入酒類卸売業
	主たる出資者及びその出資比率	蔡易揚 88%、李麗美 12%
b. 提出者と割当予定先の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 日本国内における大量保有報告書の作成・提出等の事務手続については、行政書士事務所への委託を予定しております。

2. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特段の記載がない限り、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

割当予定先は、当社取締役会長の山川伯忠氏が以前から日本の酒造会社を割当予定先に紹介したこと及び業務上の取引を通じて面識があり、日本における有望な投資先を探していることを承知しておりました。昨年9月に発足した当社の新経営体制のもとで新たな事業展開とともにそのための資金調達についても検討するなかで、2025年12月頃、東京都内にて山川取締役会長から木田代表取締役社長に割当予定先の代表者及び株主の紹介がありました。

その後、当社は割当予定先に対し、AIデータセンター事業を中心とする今後の事業計画、成長戦略及び本第三者割当増資による調達資金の使途等について複数回にわたり説明及び協議を行いました。その結果、割当予定先からは、AI需要の拡大を背景としたAIデータセンター市場の成長性に加え、当社が計画するAIデータセンター事業の収益モデル、土地取得及び受電設備の整備を通じた事業基盤の構築並びに当該事業が当社の中長期的な収益基盤となる可能性について高い評価を受けるとともに、本第三者割当増資を通じて当社のAIデータセンター事業を支援する意向が示されました。

また、当社としても、割当予定先が当社の事業計画、成長戦略及び本第三者割当増資の目的について十分に理解し、当社の事業成長に伴う中長期的な株価上昇を期待した純投資目的であることを確認いたしました。当社は、本第三者割当増資は事業提携を目的とするものではなく、AIデータセンター事業に関する専門的知見の有無よりも、当社の事業計画及び資金調達の趣旨を十分に理解したうえで、当社の事業成長に伴う中長期的な株価上昇を期待して投資する意向を有する投資家であることを重視したことから、割当予定先を本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数	
品香事業有限公司	本新株式	249,000株
	本新株予約権	14,110個(その目的となる株式 1,411,000株)

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から第三者割当によって取得する新株式については純投資目的、本新株予約権の行使により取得した株式は純投資目的であることを、当社代表取締役である木田社長が割当予定先の代表者である李氏に口頭にて確認しております。また、本新株予約権については行使を前提とした保有であります。また、当社の業績動向や経営方針の変更等、または割当予定先において資金流動性の必要等が生じた場合、新株式についても売却する可能性がある旨を確認しております。

また、割当予定先から、払込期日から2年以内に本第三者割当による本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。なお、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には当社取締役会での承認を必要とする旨を総数引受契約に記載します。また、本新株予約権で行使した株式につきましては、保有目的が純投資であるため、当社への事前の書面による同意、並びに、確約書の取得は予定しておりませんが、本新株予約権の譲渡については、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使後の売却については市場動向に配慮して行う旨の同意に加え、本新株予約権の保有方針の確認を行ったうえで、取締役会で判断します。また、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、純投資目的で保有する方針であることを確認しております。また、当該株式を売却する場合には、市場動向に配慮して売却を行う方針であることを確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社取締役会は、割当予定先の最近3事業年度の決算書を確認するとともに、割当予定先の取引銀行である國泰世華銀行の残高証明書（2026年8月31日時点）の提出を受け、現金及び随時解約が可能なDemand Depositの2026年8月31日付残高及び2026年8月31日付外貨口座取引明細により本新株式及び本新株予約権の払込み及び当面の行使に必要な資金を有していることを確認しました。

また、割当予定先は、株主である蔡易揚氏から本第三者割当の引受資金の借入れを行っており、当該株主は、その資金を、当該株主の親族が経営するValue Bright International Limitedからの借入れにより調達しております。当社は、これらの借入れの状況について、借入契約書その他の資料により確認しております。

なお、本件借入の条件は、返済期間3年、金利年2.0%、無担保とされております。

割当予定先の財産の状況は本新株予約権の行使に当たって必要となる資金の総額には不足しますが、割当予定先から本新株予約権の行使により取得した株式については純投資目的であり、基本的に新規事業の進展に合わせて順次新株予約権を行使し、交付株式の売却により次の行使に必要な資金を調達する意向であることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、その代表者及び株主を含め反社会的勢力と一切の関係を有さない旨を当社代表取締役である木田社長がヒアリングするとともにその旨の誓約書の提出を受けました。また、企業リスクコンサルティング事業を営む株式会社ディー・クエスト（東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役社長 脇山 太介）に調査を依頼し、同社の2026年4月8日付報告書により、割当予定先、その代表者及び主要株主について反社会的勢力との関係が認められないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(7) 特定引受人に関する事項

割当予定先の品香事業有限公司が本新株式に加え本新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数は16,600個となり、その場合における最も多い総株主の議決権の数の50.14%（小数第三位を四捨五入）を保有することが可能となることから、割当予定先の品香事業有限公司は会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に定める特定引受人に該当します。

以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2並びに会社法第244条の2第1項及び会社法施行規則

第55条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	品香事業有限公司 台湾台中市神岡区庄前里神林路16之5号1楼
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式及び募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数	16,600個
(c) (b)の募集株式及び募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数	16,600個 うち募集株式に係る議決権の数 2,490個 うち募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数 14,110個
(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数	2025年12月31日時点の総株主の議決権数16,506個を基準とした場合、33,106個
(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由	割当予定先の品香事業有限公司から本新株予約権に係る交付株式の保有方針が純投資目的であることを確認したこと、また、取得条項により議決権の保有を制限することが可能であることから、取締役会として承認しております。
(f) (e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	社外取締役において異なる意見はありません。
(g) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見	取締役会の決定を承認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社が割当予定先との間で締結する総数引受契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とする旨を定めます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価格（1株当たりの発行価額）は、発行決議日の前営業日（2026年9月17日）の終値である1,615円に対し、10%のディスカウントとなる1,454円（小数点以下を切り上げ）と決定しました。

当社の取締役会において当社株価の推移を検討した結果、一時的な変動がみられるものの、概ね当社の業績の推移に比較して違和感のない動きと認められ、発行決議日の前営業日の株価についても特段の動きがないことから、本新株式の発行価格については同日の終値を基準とすることが適当であると判断し、発行価格については、当社の株価はPBR（株価純資産倍率）でみると1倍を下回る水準で推移しているものの、新たな成長事業であるAIデータセンター事業は今後本格的に事業を推進する段階にあり、その事業の進捗及び収益化には一定の不確実性を伴うこと、当社株式について市場での出来高が少なく約定のない日があるなど流動性に一定の制約があることに加え、割当予定先が本新株式を引き受けることに伴い株価変動リスクを負担すること等を総合的に勘案し、時価から一定のディスカウントを付すことはやむを得ないと判断し、割当予定先との協議の結果、発行価格を決定しております。なお、ディスカウント率の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を踏まえ発行決議日の前営業日から1か月、3か月、6か月の平均株価も参照しております。

以上の経緯から、当社の取締役会は、本新株式の発行価格の決定は会社法に定める有利発行に該当しないと判断しました。当社の監査役3名（うち社外監査役2名）からも、本新株式の発行価格に係る取締役会の判断は合理的であり、有利発行に該当せず適法と認められる旨の意見を得ております。

発行決議日の前営業日から1か月、3か月、6か月の平均の株価終値からのディスカウント率（ ）又はプレミアム率は下表のとおりです。

	1 か月間	3 か月間	6 か月間
終値の単純平均	1,671円	1,733円	1,780円
ディスカウント率()又はプレミアム率	12.99%	16.10%	18.31%

(注) ディスカウント率()又はプレミアム率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

本新株予約権

新株予約権の発行価格（新株予約権1個当たりの発行価額）は、第三者評価機関が算定した評価額と同額の1,828円と決定しました。

当社の取締役会は、本新株予約権の評価につき、第三者評価機関として当社と取引関係がなく当社経営陣から独立していると認められるとともに、複数の上場会社において算定実績がある茄子評価株式会社（住所：東京都港区麻布十番1丁目2番7号ラフィネ麻布十番701号、代表者：代表取締役社長 那須川 進一）に依頼しました。茄子評価株式会社は、本新株予約権の評価額の算定において、同規模の公募増資を行う場合に想定される資金調達コストや割当引受が発行企業の信用リスクを負うこと、新株予約権の価額を減価する要因となる各種条項、新株予約権発行に伴う株式の希薄化の影響、株式の流動性を加味し、企業会計基準第8号及び適用指針第11号に準じて実務上合理的なオプションの評価額の算定方法のなかからモンテカルロ・シミュレーションを採用し、変数として、基準となる当社株価を1,615円（2026年9月17日の終値）、行使価額を1,454円、ボラティリティ3.49%、権利行使期間2.4年、リスクフリーレート1.85%、配当率1.24%を採用した結果、本新株予約権1個当たりの評価額を1,828円と算定しました。当社取締役会は、当該評価額が一般的な算定モデルにより評価に必要な要素を網羅して算定したものであることから、これを参考とすることが合理的であり有利発行に該当しないと判断し、割当予定先にも価格算定の経緯を説明のうえ決定しております。

本新株予約権の行使価額は、本新株式の発行価格と同額の1,454円（発行決議日の前営業日（2026年9月17日）の終値である1,615円に対し10%のディスカウント）と決定しました。

当社の取締役会は、本新株予約権の行使価額について本新株式と異なる価格を設定する合理的な理由が認められないことから、割当予定先と協議のうえ、本新株式の発行価格と同額とすることで決定しております。また、以上の経緯から本新株予約権の行使価額は本新株式と同じく有利発行には該当しないと判断しております。

当社の監査役3名（うち2名は社外監査役）全員から、第三者評価機関として選定した茄子評価株式会社は当社と取引関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていることと認められること、本新株予約権の発行価格は市場慣行に従った一般的な方法で実施された同社の公正価値算定書において報告された公正価値評価額と同額として決定していることから、有利発行には該当しないとの取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を得ております。また、本新株予約権の行使価額についても、取締役会は客観的な指標とみなされる市場価格を基準として合理的な検討を行っていることと認められることから、取締役会が決定した行使価額は有利発行に該当せず適法と認められる旨の意見を得ております

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新たに発行する株式数249,000株と第1回新株予約権がすべて行使された場合に発行することとなる株式数1,411,000株を合計すると1,660,000株、その議決権数は16,600個になります。このため、第三者割当により増加する議決権数の2025年12月31日現在の議決権数16,506個（発行済株式総数1,660,000株）に対する割合（以下「希薄化率」といいます。）が100.57%となります。

発行数量については、新規事業に伴う資金使途の見込みに基づいて決定していることから合理性があると判断しております。その結果として高い希薄化率となりますが、上記の「第一部 証券情報 4 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）4．本資金調達により資金を調達しようとする理由」に記載の通り、本第三者割当増資により調達し資金をAIデータセンター関連事業に投資することによって安定した収益源の確保を図り、中長期的な企業価値及び株式価値の向上につなげてまいる所存です。

以上のとおり、当社の取締役会は、本第三者割当増資に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しており、監査役3名からも特段の意見は表明されておりません。しかしながら、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による割当ての必要性及び相当性に関する意見を入手し、その概要を後記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

上記の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、本第三者割当増資による議決権数の希薄化率が、本新株予約権がすべて行使された場合に100.57%と25%以上となることから、本第三者割当増資は、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式の記載上の注意（23 - 6）に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
品香事業有限公司	中華民国台中市神岡区庄前里神林路16之5号1樓	—	—	1,660,000	50.14%
FUTU SECURITIES INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED (常任代理人 momoo証券株式会社)	UNIT C1-2 13/F., UNITED CENTRE, NO.95 QUEENSWAY, ADMIRALTY, HONG KONG (東京都渋谷区1-2-5)	326,900	19.80%	326,900	9.87%
大屋 翼	神奈川県海老名市	137,229	8.31%	137,229	4.14%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED (常任代理人 フィリップ証券株式会社)	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY 95, ADMIRALTY, HONG KONG (東京都中央区日本橋兜町4-2)	130,700	7.92%	130,700	3.95%
RUIYING JAPAN株式会社	東京都江東区平野3-2-6 木場パークビル2F	80,000	4.85%	80,000	2.42%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	79,760	4.83%	79,760	2.41%
山川 伯勇	埼玉県川口市	72,500	4.39%	72,500	2.19%
山川 伯忠	埼玉県川口市	65,300	3.96%	65,300	1.97%
MIB SECURITIES (HONG KONG) LTD ACCOUNT CLIENT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager, Operation)	28/F, LEE GARDEN THREE, 1 SUNNING ROAD, CAUSEWAY BAY HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	65,000	3.94%	65,000	1.96%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	58,523	3.54%	58,523	1.77%
計	—	1,015,912	61.54%	2,675,912	80.83%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の総議決権数16,506個に本新株式及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される普通株式により増加する議決権数16,600個を加えた数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の品香事業有限公司は本新株予約権の目的となる株式の保有方針を純投資目的としておりますため、割当後の所有株式数には長期保有が見込まれない株式が含まれています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本資金調達とは、当社が新たに参入するAIデータセンター関連事業に必要な資金を調達することを目的として実施するものです。

当社グループは、金属熱処理加工事業及び運送事業を営んでおりますが、売上高の約9割を占める金属熱処理加工事業の主要な取引先は、自動車関連、産業工作機械関連及び建設機械関連であります。これらの業界は国内市場の成長が限定的であり、当社グループとしても生産拠点の集約、自動化、多能工化の推進等によるコスト削減及び生産性向上に取り組むとともに、メーカーにおける熱処理の外製化需要の取り込み等を進めておりますが、中長期的な企業価値の向上を図るためには、既存事業の強化に加え、新たな収益基盤を構築し、事業ポートフォリオの分散を図ることが重要であると判断しております。

このような考えのもと、当社は定款の事業目的を変更し、AI関連事業への参入を決定いたしました。AI技術は様々な産業分野で活用が進んでおり、AIデータセンター市場についても今後の需要拡大が見込まれることから、当社はAIデータセンター用地及び受電設備等を取得し、これらをAIデータセンター事業者へ賃貸する事業を新たに展開することを計画しております。

当該事業を開始するためには、土地取得費用に加え、特別高圧受電設備その他のインフラ整備に係る多額の資金が必要となります。また、AIデータセンター事業者との協議を進めるに当たっては、事業用地のみならず、受電設備等の整備に必要な資金をあらかじめ確保していることが事業遂行能力を示すうえで重要であると考えております。そのため、土地取得後に改めて設備投資資金を調達するのではなく、土地及び受電設備等を一体のプロジェクトとして捉え、将来必要となる設備投資資金も含めて本資金調達により確保することが、機動的な事業展開及び財務基盤の安定化の観点から合理的であると判断いたしました。

また、AIデータセンター市場は今後も需要拡大が見込まれる一方で、設備機器や電力インフラに対する需要増加や価格変動等も想定されることから、必要資金をあらかじめ確保することにより、適切なタイミングで土地及び受電設備等への投資を実施し、事業機会を逸失することなく事業を推進することが重要であると考えております。

以上のとおり、本資金調達は、AIデータセンター関連事業を推進するために必要となる土地及び受電設備等の取得資金を調達するものであり、その資金需要が当社の事業規模に照らして多額であることから、大規模な第三者割当を実施するものです。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本第三者割当により発行される新株式及び本新株予約権が全て行使された場合には、希薄化率は100.57%となり、既存株主の皆様に対して株式価値及び議決権比率の希薄化という影響を及ぼすこととなります。当社取締役会は、このような希薄化の規模について十分認識したうえで、本第三者割当増資の必要性及び相当性について慎重に検討いたしました。

当社は、主力事業である金属熱処理加工事業の競争力強化を引き続き推進するとともに、中長期的な企業価値の向上を図るため、新たな成長事業としてAIデータセンター関連事業へ参入することを決定しております。当該事業を開始するためには、AIデータセンター用地及び受電設備等の取得に係る多額の資金を要することから、本第三者割当増資により必要な資金を調達することといたしました。

また、当社は、本資金調達に当たり、公募増資、株主割当及び金融機関からの借入等の資金調達手法について比較検討しましたが、調達規模、調達の確実性、資金調達コスト、財務基盤への影響及び既存事業への影響等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資が当社にとって最も適切な資金調達方法であると判断しております。

本第三者割当により既存株主の皆様には株式価値及び議決権比率の希薄化が生じますが、本資金調達により調達した資金をAIデータセンター関連事業へ投資し、新たな収益基盤を構築することにより、収益源の多様化及び中長期的な企業価値・株主価値の向上につながるものと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本第三者割当による希薄化の影響は、本資金調達によって期待される中長期的な企業価値及び株主価値の向上効果に照らして合理的な範囲内であり、既存株主の利益に資するものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による割当ての必要性及び相当性に関する意見を入手する手続きをとることとしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として平山 剛弁護士・公認会計士（タイラカ総合法律事務所）、及

び葛西 普哉公認会計士（SKIP監査法人）の2名によって構成される第三者委員会を2026年5月に設置し、本資金調達の必要性及び相当性について意見を求め、2026年9月17日付で各委員から意見書を入手しております。各委員の意見書の概要は次のとおりです。

（第三者委員会 平山剛弁護士・公認会計士の意見書の概要）

1. 増資の概要

貴社は、新規事業であるAIデータセンター関連事業への投資等（以下「本件投資」という。）にかかる資金調達を目的として、第三者割当増資により新株式及び新株予約権を発行すること（以下「本件増資」という。）を決定しました。概要は以下のとおりです。

本件増資の目的： AIデータセンター事業用地及び受電設備等の取得等にかかる資金調達

本件増資の方法： 第三者割当増資（新株式（以下「本新株式」という。）及び第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行）

本新株式の発行数： 249,000株

本新株式の発行価額： 1株につき1,454円、総額362,046,000円

本新株予約権の総数： 14,110個

本新株予約権の発行価額： 1個あたり1,828円、総額25,793,080円

本新株予約権の潜在株式数： 1,411,000株

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額： 2,051,594,000円

潜在株式総数（本新株式含む）： 1,660,000株

本件増資による調達資金の総額（差引手取概算額）： 2,427,175,750円

（本新株式発行分、本新株予約権発行分、行使分を含む払込金額の総額2,439,433,080円から、発行諸費用の概算額12,257,330円を差し引いた額。）

行使価額： 1株につき1,454円

割当予定先： 品香事業有限公司（中華民国・台湾法人。以下「割当予定先」という。）

行使請求期間： 2026年10月8日から2029年2月28日まで

2. 本件増資の必要性・相当性・公正性の検討

（1）必要性

AIデータセンター関連事業への投資の必要性：

貴社は金属熱処理加工事業等を中核としていますが、主要業界における国内の生産量が伸び悩む厳しい経営環境にあり、特定の市場に収益源が偏る状態を回避し、外部環境の変化に対する耐性を高める「事業の分散」を図ることが重要な課題です。本件投資は、実質的にはAIデータセンター事業者に対する事業用地の賃貸（定期借地権契約）から開始し、将来的に受電設備等へ事業を拡大するという不動産・設備賃貸事業スキームを企図しています。旺盛なデータ処理需要を背景とするAIデータセンター向けの不動産・設備賃貸は、通常の不動産賃貸案件と比較しても高い収益性と長期安定的なキャッシュフローが期待できると判断されており、安定的な収益源を確保し財務基盤の安定化を図ることは、貴社の事業継続・中長期的な成長にとって必要不可欠と考えられます。

本件増資スキームの選択の必要性：

AIデータセンター事業用地の取得資金（1,500百万円、2026年10月支出予定）及び受電設備の取得関連資金（927百万円、2026年11月～2029年2月支出予定）には、総額2,427百万円に上る多額の資金が必要となります。貴社はこれまで設備投資等について長期借入により調達してきましたが、金利動向を踏まえ負債比率の低減を図ってきた経緯があり、新規事業分野への所要資金については、確定した返済義務がない自己資本による調達が望ましいと判断されています。したがって、貴社において自己資本による資金調達を行う必要性は高いと考えられます。

（2）相当性

本件増資の規模：

前述の資金需要（事業用地取得15億円、受電設備取得9.2億円、及びこれらに関連する諸費用等）に照らし、本件増資による調達額は事業計画を達成するために妥当な規模と考えられます。

増資手段について：

貴社は、エクイティ・ファイナンスの選択肢の中から、募集に要する迅速性やコスト等を考慮し、本新株式及び本新株予約権の第三者割当を選択しています。本新株予約権を併用することにより、流通市場における希薄化が一度に生じないように設計されており、既存株主に配慮したスキームとなっています。また、発行する本新株予約権について以下の特徴を定めており、本件スキームを選択した貴社の判断には合理性と相当性が認められます。

行使価額及び対象株式数が固定されており、潜在株式数が変動しないこと

取得条項が付されており、資本政策の柔軟性が確保されること

譲渡制限が付されており、流通市場に配慮した行使のコントロールが可能であること

割当予定先及びその払込能力について：

割当予定先である品香事業有限公司は、貴社取締役会長との以前からの面識を契機として選定され、貴社の新規事業の成長可能性を評価したうえで出資の意思を表明しています。同社の現在の財産状況は本新株予約権の全額行使に必要な資金には不足するものの、当初の本新株式の払込代金及び当面の行使に必要な手元資金を保有していることを確認しており、その後は「行使により取得した株式の売却資金を次の行使に充当する（順次行使・売却）」という、新規事業の進捗に合わせた段階的な資金手当ての方策（サイクリング型行使スキーム）を予定しています。貴社の資金使途の時期に合わせ、市場動向に配慮した計画的な行使に向けた協議を行うとしていることから、割当予定先の選定及び払込能力に関する取締役会の判断は不合理とはいえず、割当予定先として相当であると考えられます。

発行条件及びディスカウントレートの合理性：

本新株式の発行価格（1,454円）及び本新株予約権の行使価額（1,454円）は、発行決議日の前営業日の終値を基準に、日本証券業協会の指針を踏まえ、10%以内の合理的なディスカウント率を適用して決定される予定であり、客観的な指標に基づき決定されていることから、有利発行には該当せず妥当と判断されます。また、本新株予約権の発行価格（1,828円）についても、第三者評価機関（茄子評価株式会社）がモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正に算定した評価額と同額とされており、合理的かつ公正な取引条件であると認められます。

(3) 公正性

割当先の選定：

割当予定先である品香事業有限公司は、貴社取締役会長が以前からの業務上の取引を通じて面識を有していたことを契機として、2025年12月頃に同会長から貴社代表取締役社長へ紹介がなされたものであります。しかしながら、当該紹介は割当予定先との協議を開始する契機に過ぎず、実際の選定にあたっては、貴社は、割当予定先に対して貴社のAIデータセンター関連事業を中心とする事業計画、成長戦略及び資金使途等について複数回にわたり説明及び協議を行っております。その結果、割当予定先から貴社の事業計画及び中長期的な収益モデルに対する高い評価と支援意向が得られたこと、ならびに外部調査機関（株式会社ディー・クエスト）の調査を通じて、割当予定先、その代表者及び主要株主について反社会的勢力との関係が認められないことを確認し、確認書を取引所に提出しています。そして、貴社取締役会での審議を経て合理的に決定されています。

従って、割当予定先の選定過程において特定の第三者に不当に有利な条件で割当てを行う意図や実態は認められず、選定プロセスの公正性は十分に確保されていると認められます。

３．結論

以上の検討結果を総合的に判断し、貴社が実施を予定している本件増資は、その資金調達必要性が認められ、かつ、発行条件、スキームの選択、法令対応等において妥当な措置が講じられていることから、相当性を有するものと意見を表明いたします。

本件増資に伴う希薄化率は100.57%に達し、すべて行使された場合には割当予定先の議決権割合が50.14%となる特定引受人に該当するため、既存株主への影響は極めて大きくなります。しかしながら、本新株予約権の併用により一度に希薄化が生じないように設計されている点、行使後の売却について市場動向に配慮する旨の同意を得ており急激な株価下落を抑制する措置を講じている点、さらに本新株予約権の譲渡制限や取得条項により貴社が資本政策の柔軟性を維持できる仕組みが構築されている点を総合的に勘案すれば、既存株主の不利益を緩和する適切な配慮がなされていると評価できます。

従いまして、貴社取締役会における様々な観点からの討議・検討プロセス、及び本件増資にかかる意思決定手続、取締役の善管注意義務履行の状況において、不適法、不適切な点は特段認められないものと意見申し上げます。

（第三者委員会 葛西普哉公認会計士の意見書の概要）

貴社（株式会社オーネックス。以下「会社」という。）が実施を予定する、第三者割当の方法による新株式（以下「本新株式」という。）及び第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行（以下「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を「本資金調達」という。）について、その必要性及び相当性に関する意見を下記のとおり提出いたします。なお、本第三者割当において本新株式及び本新株予約権の割当てを受けることが予定されている品香事業有限公司を、以下「割当予定先」という。

はじめに（本意見書の前提及び検討した資料）

本意見書は、会社から提示を受けた以下の資料の閲覧並びに会社の取締役及び担当部署に対する質問及びその回答の検討に基づいて作成している。

- ・有価証券届出書のドラフト（2026年9月18日提出予定版）
- ・「第三者割当により発行される新株式及び第1回新株予約権の募集に関するお知らせ」のドラフト
- ・AIデータセンター事業への参入及び本資金調達に係る取締役会議事録並びに経営会議議事録
- ・AIデータセンター事業の概要及び実施スケジュール並びに事業計画に係る資料
- ・資金使途の積算根拠資料（土地取引価格の参考資料、電力広域的運営推進機関（OCCTO）公表「送変電設備の標準的な単価」等）
- ・割当予定先の最近3事業年度の決算書、國泰世華銀行の残高証明書（2026年6月5日時点及び2026年8月31日時点）、外貨預金口座の取引明細の写し並びに割当予定先及びその株主による借入れに係る借入契約書及び入出金明細
- ・株式会社ディー・クエスト作成の2026年4月8日付調査報告書及び割当予定先から提出を受けた誓約書
- ・茄子評価株式会社作成の2026年9月17日付「第1回新株予約権 評価報告書」

本意見書は、上記の資料及び会社の説明に重要な虚偽又は欠落がないことを前提としており、意見表明の対象は、本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に限られる。会社の事業計画そのものの実現可能性又は将来の業績を保証するものではない。

１．本第三者割当による新株式及び新株予約権発行の必要性について

（１）資金使途

会社が新たに営むAIデータセンター関連事業（AIデータセンター用地及び受電設備等を取得し、これらをAIデータセンター事業者へ賃貸する事業をいう。以下「本件事業」という。）への投資（以下「本件投資」という。）に伴い、AIデータセンター事業用地の取得資金として1,500百万円（2026年10月予定）、AIデータセンターの受電設備等の取得資金として927百万円（2026年11月から2029年2月予定）の、合計2,427百万円の資金需要が生じる予定である。本資金調達による差引手取概算額（以下「本件調達資金」という。）は2,427百万円であり、当該資金需要額と一致している。本資金調達に係る払込金額の総額は2,439,433,080円（本新株式の発行価額の総額362,046,000円、本新株予約権の発行価額の総額25,793,080円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額2,051,594,000円の合計）、発行諸費用の概算額は12,257,330円であり、差引手取概算額は2,427,175,750円である。

また、会社は、AIデータセンター事業を実施する子会社を新たに設立し、本資金調達により調達した資

金を当該子会社へ貸し付け、当該子会社において土地及び受電設備等の取得並びにAIデータセンター事業者への賃貸事業を実施する方針である。上記の事業用地の取得資金についても、会社が本資金調達により調達した資金を当該子会社に貸し付け、当該子会社において支出する予定であることを確認している。これは、リスク特性の異なる新規事業と既存の金属熱処理加工事業との資金管理及び収支管理を明確に区分し、既存事業の財務基盤及び資金繰りへの影響を抑制する趣旨によるものであり、当該方針には合理性が認められる。なお、の受電設備等の取得に要する額は総額1,300百万円と見込まれているところ、本資金調達によりこれに充当する予定額は927百万円であり、差額373百万円は自己資金又は借入金により手当てする方針であることを確認している。

（２）追加した事業目的のうちAIデータセンター関連事業への投資を選択したことについて

会社は金属熱処理加工事業等を中核としているが、売上高の約9割を占める金属熱処理加工事業の主要な取引先が属する自動車関連、産業工作機械関連及び建設機械関連の各業界は、国内の生産量が2010年代から概ね横ばいで推移し、コロナ禍による落込み後も当時の水準を回復していない。会社は生産拠点の集約、自動化及び多能工化の推進等によるコスト削減と生産性向上に努めているが、特定の市場に収益源が偏る状態を回避し、外部環境の変化に対する耐性を高める「事業の分散」を図ることが重要な課題となっている。

会社は、2026年3月10日開催の臨時株主総会において定款の一部変更を決議し、人工知能（AI）関連の業務のほか、不動産及び金融商品関連業務を事業目的に追加している。会社取締役会は、追加した事業目的のうち不動産関連業務及び金融商品関連業務については、市況の変動によるリスクを伴うため事業分散の効果が生じないと判断し、他方、AI関連事業については、AI技術があらゆる産業領域において生産性向上及び新たな付加価値の創出を支える基盤となりつつあり中長期的な需要の拡大が見込まれることから、経営戦略上の次の課題としてこれを積極的に推進する方針を決定している。

さらに、会社が自らAI技術の開発又は提供そのものに取り組むことは、技術的知見及び人材の面から困難であることを踏まえ、AI関連投資のうち、既存事業と異なる収益源となり、賃貸を通じて一定の収益が見込まれ、かつ会社の管理能力の範囲内で運営することが可能なAIデータセンター用地及び受電設備等の取得・賃貸事業を選択している。

以上のとおり、追加された複数の事業目的の中からAIデータセンター関連事業への投資を選択した会社の判断は、事業の分散という目的との整合性、収益の安定性及び自社の経営資源の制約を踏まえたものであり、その選択には相当性が認められる。

（３）事業スキーム及び資金需要を一体として手当てすることについて

会社は、AIデータセンター用地及び受電設備等を取得し、これらをAIデータセンター事業者へ賃貸する事業を計画しており、「土地の取得及び賃貸」と「受電設備等の取得及び賃貸」の二段階で事業化を進めることを想定している。本資金調達は、特定の土地案件又は特定の質借先を前提として実施するものではなく、AIデータセンター事業へ参入することを経営方針として決定したことに基づき、当該事業の推進に必要な土地及び受電設備等の取得資金を調達するものである。なお、従前候補案件の一つとして検討されていた北海道所在の事業用地については、契約の締結及び実行に至っていないことを確認している。

土地の取得については、電力供給能力、特別高圧電源への接続可能性、広大な事業用地の確保可能性、交通アクセス及び事業採算性等を総合的に勘案し、現時点では九州地域を第一候補として候補地の選定が進められており、九州地域において会社の想定する条件に合致する適切な案件を確保できない場合には、これに代わる候補地として東北地方、北海道、四国地方その他の地域における案件の発掘及び検討を行い、適切な候補地を選定する方針である。

AIデータセンター事業者との協議を進めるにあたっては、事業用地の確保のみならず、受電設備等の整備に必要な資金をあらかじめ手当てしていることが事業遂行能力を示すうえで重要であることから、土地の取得後に改めて設備投資資金を調達するのではなく、事業全体を一体のプロジェクトとして捉えて必要資金の大宗をあらかじめ手当てすることは、機動的な事業展開及び財務基盤の安定化の観点から合理的である。受電設備等の所要額のうち本資金調達によって手当てされない差額については自己資金又は借入金により対応する方針とされているが、会社は自己資金及び金融機関の融資枠に相応の余裕を有しており、当該方針に不合理な点は認められない。また、AIデータセンター市場の需要拡大に伴い設備機器の需給及び価格が変動することも想定される中で、あらかじめ資金を確保しておくことは、事業機会の逸失を防ぎ適切な時期に設備投資を実施する体制を構築する観点からも合理性が認められる。

他方、本件事業の収益は、取得した土地及び受電設備等をAIデータセンター事業者へ賃貸することにより実現されるものであるから、賃借人となるAIデータセンター事業者の確保が事業の前提となる。この点について会社は、事業計画に基づき複数の候補案件の中から適切な土地及び受電設備等の取得を進めるとともに、AIデータセンター事業者との協議を進め、順次賃貸事業を開始する予定であるとしている。

もっとも、本意見書の作成時点において、賃借人となるAIデータセンター事業者との間で賃貸借契約の締結又は具体的な賃貸条件の合意には至っておらず、会社に対する質問及びその回答により、賃借先の確保に係る協議は候補先との情報交換の段階にあることを確認した。この状況を踏まえると、本資金調達の資金使途は、特定の個別案件に係る投資資金ではなく、AIデータセンター事業への参入に必要な土地及び受電設備等の取得資金として位置づけられるものであり、その限りにおいて、有価証券届出書における資金使途の記載と会社の実際の検討状況との間に齟齬は認められない。他方、賃借人となる事業者が確保されない場合には、取得した土地及び受電設備等の賃貸による収益が当初想定した水準に達せず、本件投資が実質的に通常の不動産賃貸事業にとどまる可能性がある。したがって、会社においては、投資者の判断を誤らせることのないよう、有価証券届出書及び適時開示において、賃借先の確保状況、想定する賃貸条件の検討状況並びに事業の進捗が計画どおりに進まない場合のリスクを適切に記載することが必要と考える。

（４）自己資本による調達必要性

会社はこれまで設備投資等の資金を金融機関からの長期借入により調達してきたが、現行事業における業績の伸長が難しい状況から、金利動向も踏まえ過去数期にわたって負債比率の低減を図ってきた。この結果、自己資金及び銀行からの融資枠に相応の余裕があるものの、会社取締役会は、内部留保資金及び借入枠については今後のコスト競争力の強化、技術・品質体制の充実及び成長戦略の展開のために有効に活用する方針とし、新規事業分野への所要資金の手当てについては確定した返済義務がない自己資本による調達が望ましいと判断している。手元の現預金は、既存の金属熱処理加工事業における運転資金、設備投資資金及び財務基盤の維持・強化に充てるべき資金として管理されているものであり、リスク特性の異なる新規事業への投資資金をこれと区分して確保するという判断には合理性が認められる。

（５）検討結果

AIデータセンター関連事業への投資という具体的な資金使途、金額規模及び支出予定時期、追加した事業目的の中からAIデータセンター関連事業を選択した経緯、並びに土地及び受電設備等に係る資金需要を一体として手当てする理由に関する会社による説明は合理的であり、必要性に照らしても合理性のある内容となっている。これを踏まえると、当該資金は収益源の多様化を通じて会社の企業価値の安定化と中長期的な成長を両立させるものと見込まれるため、資金使途との関係でも、本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行の必要性が認められる。

２．本第三者割当による新株式及び新株予約権発行の相当性について

（１）発行条件等の合理性

・本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額について

本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前営業日（2026年9月17日）の終値である1,615円に対し10%のディスカウントを行った金額（円未満切上げ）である1,454円とされている。

ディスカウント率の水準について検討すると、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」は、払込金額を取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすること（ただし直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、一定期間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。）を求めている。本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額は、当該指針が許容する下限に相当する10%のディスカウントにとどまるものである。会社は、当該ディスカウントを付す理由として、新たな成長事業であるAIデータセンター事業が今後本格的に事業を推進する段階にあり、その事業の進捗及び収益化に一定の不確実性を伴うこと、会社株式について市場での出来高が少なく約定のない日があるなど流動性に一定の制約があること、割当予定先が本新株式を引き受けることに伴い株価変動リスクを負担することを挙げている。会社の株価はPBR（株価純資産倍率）でみると1倍を下回る水準で推移しているものの、上記から事情は引受価額の決定において割当予定先が考慮せざるを得ない要因であり、かつ希薄化率が100.57%に達する規模の引受けであることも踏まえると、指針の許容する範囲内で最小限のディスカウントにとどめている本第三者割当のディスカウント率10%は、合理的な水準であると考

えられる。

また、会社取締役会は、株価の推移を検討した結果、一時的な変動はみられるものの概ね業績の推移に比較して違和感のない動きであり、発行決議日の前営業日の株価についても特段の動きがないことから、同日の終値を基準とすることが適当であると判断しており、併せて発行決議日の前営業日から1か月、3か月及び6か月の各平均株価も参照している。発行価格は、これらの平均株価（それぞれ1,671円、1,733円及び1,780円）に対しては 12.99%、 16.10%及び 18.31%となるが、これは直近6か月間において会社株価が緩やかな下落基調で推移したことを反映したものであり、上記指針が原則とする発行決議日の直前営業日の終値を基準とする方法によっている以上、当該乖離をもって発行条件が不合理であるとは認められない。基準日の選択及びディスカウント率の決定の過程に不合理な点は認められず、会社法に定める有利発行には該当しないと判断されている。この点については、会社の監査役3名（うち社外監査役2名）全員からも、本新株式の発行価格に係る取締役会の判断は合理的であり有利発行に該当せず適法と認められる旨の意見が表明されている。

なお、発行価格及び行使価額は発行決議日の前営業日の終値に基づいて最終的に確定するものであり、同日までに特段の理由なく株価が急騰した場合等には、上記指針に従い1か月平均等の価額を基準とするものの可否を、有利発行への該当性を含めて判断する方針であることを確認している。

・新株予約権の評価について

本新株予約権の発行価格（1個につき1,828円）は、第三者評価機関である茄子評価株式会社が2026年9月17日を評価基準日として算定した評価額と同額としている。同社は、会社と取引関係がなく会社経営陣から独立していると認められ、また割当予定先からも独立した立場で評価を行っていると考えられるほか、複数の上場会社における算定実績を有している。同社は、同規模の公募増資を行う場合に想定される資金調達コスト、割当予定先が発行企業の信用リスクを負うこと、新株予約権の価額を減価する要因となる各種条項、新株予約権発行に伴う株式の希薄化の影響及び株式の流動性を加味し、企業会計基準第8号及び同適用指針第11号に準じて、実務上合理的なオプションの評価方法のなかからモンテカルロ・シミュレーションを採用し、変数として会社株価1,615円（2026年9月17日の終値）、行使価額1,454円、ボラティリティ3.49%、権利行使期間2.4年、リスクフリーレート1.85%及び配当率1.24%を用いて評価額を算定している。当委員会は、同社の評価報告書により、モンテカルロ・シミュレーションの採用に当たりブラック・ショールズ式及び二項モデルとの比較検討が行われていること、株式の売却に伴うコストを織り込んだ権利行使行動の仮定が置かれていること、並びに評価額が収束するまで十分な回数の試行が行われていることを確認した。一般的な算定モデルにより評価に必要な要素を網羅して算定されたものであることから、合理的な公正価格であると考えられる。

また、本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCB又はMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、市場株価の変動により行使価額が修正され、又は潜在株式数が増加することはない。加えて、取得条項及び譲渡制限が付されているため、会社の資本政策の柔軟性も確保されている。よって、当該発行条件は合理的であると言える。

（２）資金調達方法の選択

・間接金融による資金調達について

会社はこれまで金融機関からの長期借入により調達を行ってきたが、金利動向も踏まえ負債比率の低減を図っており、新規事業分野への所要資金の手当てについては確定した返済義務がない自己資本による調達が望ましいと判断したとのことであり、その判断には合理性が認められる。銀行借入は、既存株主の持分の希薄化が生じないというメリットがある一方、返済義務及び利息負担が生じ、財務レバレッジの上昇により財務健全性に影響を及ぼす可能性があるほか、借入可能額が会社の財務状況及び金融機関の与信判断に左右されるため、必要な資金を希望する条件及び時期に調達できるとは限らない。新株予約権付社債についても、負債の増加となること、転換が完了するまで投資家が発行会社の信用リスクを負担するため引受先が限定される傾向があること、行使価額修正条項が付されたいわゆるMSCBの場合には既存株主に与える希薄化及び株価への影響が大きくなるおそれがあることから調達手段の対象外としており、これらの検討結果に不合理な点は認められない。

・直接金融による資金調達

自己資本による調達の選択肢として、公募増資、株主割当増資、ライツ・イシュー及び第三者割当を検討されている。公募増資は一度にまとまった資金を調達できるというメリットがあるが、発行時点で直ち

に株式価値の希薄化が生じることに加え、引受証券会社との協議及び需要調査等の手続を要するため実施までに一定の期間を要し、市場環境によっては希望どおりの条件で実施できない可能性がある。株主割当増資は既存株主に持分維持の機会を提供できるというメリットがあるが、応募率が株主の資力及び投資判断に左右されるため調達額が不確実となる。ライツ・イシューについては、コミットメント型は国内での実施事例が限定的であり、調達可能額が市場環境、時価総額及び株式の流動性等に左右されるほか引受手数料等の負担も大きく、ノン・コミットメント型は、会社が2025年6月期において経常赤字を計上しており東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定する実施要件を満たさないため実施することができない。以上を踏まえ、募集に要する期間及びコストを考慮するとともに、既存株主に対する希薄化の影響及び必要額を確実に調達できることを重視して第三者割当を選択した会社の判断には、合理性が認められる。

また、本新株式に加えて本新株予約権を組み合わせたことについては、資金用途ごとの資金需要の時期を踏まえたものである。本新株式は払込時に必要資金の一部を確実に調達することができる一方、本新株予約権はその行使に応じて段階的に資金を調達することができる。本新株予約権については、行使の時期及び行使の有無が本新株予約権者の判断に委ねられるため資金を速やかかつ確実に調達できないというデメリットがあるが、会社は、これを踏まえ一時的に自己資金又は銀行借入が必要となる可能性を視野に入れた資金計画を作成している。他方、発行時点において流通市場における希薄化が一度に生じず段階的となることから、既存株主への影響に配慮した資金調達が可能となる。これらのメリット及びデメリットを比較したうえで両者を組み合わせた会社の判断にも、合理性が認められる。

（３）割当予定先の選定

割当予定先は台湾に所在する「品香事業有限公司」である。会社取締役会長の山川伯忠氏が、以前から日本の酒造会社を割当予定先に紹介したこと及び業務上の取引を通じて面識があり、割当予定先が日本における有望な投資先を探していることを承知していたことから、2025年12月頃、東京都内において山川取締役会長から木田代表取締役社長に対し割当予定先の代表者及び株主の紹介が行われている。その後、会社は割当予定先に対し、AIデータセンター事業を中心とする今後の事業計画、成長戦略及び本第三者割当による調達資金の使途等について複数回にわたり説明及び協議を行い、割当予定先から、AI需要の拡大を背景としたAIデータセンター市場の成長性、会社が計画する事業の収益モデル、土地取得及び受電設備の整備を通じた事業基盤の構築並びに当該事業が会社の中長期的な収益基盤となる可能性について評価を受けるとともに、本第三者割当を通じて会社のAIデータセンター事業を支援する意向が示されている。

割当予定先の主要な事業は輸入酒類卸売業であり、AIデータセンター事業に関する専門的知見を有するものではない。しかしながら、本第三者割当は事業提携を目的とするものではなく、会社は、事業計画及び資金調達の趣旨を十分に理解したうえで、会社の事業成長に伴う中長期的な株価上昇を期待した純投資目的で投資する意向を有し、かつ必要な資金を拠出する能力を有する投資家であることを重視して割当予定先を選定している。資金調達を目的とする第三者割当において割当予定先に事業上の専門的知見を求めることは必須ではなく、当該選定方針には合理性が認められる。

また、会社は、代表取締役社長が割当予定先に対し、その代表者及び株主を含め反社会的勢力と一切の関係を有さない旨のヒアリングを行うとともに、その旨の誓約書の提出を受けている。加えて、企業リスクコンサルティング事業を営む株式会社ディー・クエストに調査を依頼し、同社の2026年4月8日付報告書により、割当予定先、その代表者及び主要株主について反社会的勢力との関係が認められないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。以上の手続を経て会社取締役会において選定されており、割当予定先の選定は合理的である。

さらに、会社からの説明により、本第三者割当に関し割当予定先の紹介又はあっせんを行った第三者は存在せず、割当予定先の紹介又はあっせんに係る成功報酬の支払予定もないことを確認した。したがって、割当予定先の選定の過程において、特定の第三者に有利な条件で割当てを行う動機となり得る事情は認められない。

（４）払込財産の存在・実態

会社取締役会は、割当予定先の最近3事業年度の決算書を確認するとともに、割当予定先の取引銀行である國泰世華銀行の残高証明書（2026年6月5日時点及び2026年8月31日時点）並びに2026年8月31日付の外貨預金口座の取引明細の提出を受け、現金及び随時解約が可能なDemand Depositの残高により、本新株式及び本新株予約権の払込み並びに当面の行使に必要な資金を有していることを確認している。直近の2026年8

月31日時点においても当該資金が継続して保有されていることが確認されていることから、払込みに要する財産の存在に関する会社の確認手続は相当なものと認められる。

また、割当予定先は、本第三者割当の引受資金の一部（262百万円）を、割当予定先の株主である蔡易揚氏からの借入により調達している。当該借入の条件は、返済期間3年、金利年2.0%、無担保とされており、蔡易揚氏は、その資金を同氏の親族が経営するValue Bright International Limitedからの借入れにより調達している。会社は、これらの借入れの状況について借入契約書その他の資料により確認しており、借入れの相手方、当該相手方と割当予定先との関係及び借入契約の条件は有価証券届出書に記載されている。

割当予定先の払込資金の一部が株主からの借入により調達されていることは、割当予定先の資力の評価に影響し得る事項であるが、貸主が割当予定先の出資比率88%を有する主たる出資者であり、外部からの借入と異なり短期の返済圧力により払込みが妨げられる可能性は相対的に低いと考えられること、当該借入は2026年3月から同年6月にかけて実行され、返済期間が3年とされていることから、本新株予約権の行使期間の満了日（2029年2月28日）までに返済期限が到来しないこと、当該借入について借入契約書及び入出金明細により資金の移動が確認できること、2026年8月31日時点の残高全体としてなお本新株式及び本新株予約権の払込み並びに当面の行使に必要な額を上回っていることから、払込みに要する財産の存在についての上記の評価を左右するものではないと考えられる。

割当予定先の財産の状況は本新株予約権の全額行使に当たって必要となる資金の総額には不足するが、割当予定先から、本新株予約権の行使により取得した株式については純投資目的であり、基本的に新規事業の進展に合わせて順次本新株予約権を行使し、交付株式の売却により次の行使に必要な資金を調達する意向であることを確認している。本新株予約権は行使の時期及び行使の有無が本新株予約権者の判断に委ねられるものであり、会社も本新株予約権による調達が確実ではないことを前提とした資金計画を作成していることから、上記の確認をもって払込みに要する財産の存在についての確認としては相当と考えられる。

（５）調達金額の相当性

本資金調達による差引手取概算額は2,427百万円であり、AIデータセンター事業用地の取得資金1,500百万円及び受電設備等の取得資金927百万円の設備資金需要額と一致している。

各資金使途の金額の算定根拠については、土地の取得資金は、50MW級のAIデータセンターの整備を前提として、データセンター建屋に加え特別高圧受変電設備、非常用設備、冷却設備、構内道路、保安空地及び将来的な設備増設に対応するスペースを配置可能な敷地面積として100,000㎡以上を想定し、参考とした苫小牧市内の土地取引価格等を踏まえた土地単価12,150円／㎡により積算されている。受電設備等の取得資金は、66kV特別高圧受電方式を前提として、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が公表する「送変電設備の標準的な単価」（同資料において66kV設備は77kV区分として整理されている。）を基礎に、77kV変圧器2台500百万円、77kV引出設備2回線480百万円、77kV地中管路160百万円及び77kV電力ケーブル布設160百万円の合計1,300百万円として積算されている。本資金調達によりこのうち927百万円（77kV変圧器2台500百万円及び77kV引出設備2回線のうち427百万円）を充当し、差額373百万円は自己資金又は借入金により手当てする計画である。候補地及び設備の設計条件が未確定であるため個別業者による正式な見積書は取得されていないが、公表資料に基づく標準単価及び参考取引価格を用いた上記の積算方法は、現段階における算定方法として合理的なものと認められる。また、所要額の全額ではなく調達が確実に見込まれる範囲にとどめて調達額を決定していることは、発行数量を必要最小限にとどめる観点から合理的である。

また、発行諸費用の概算額12,257,330円は、登記関連費用、調査費用、新株予約権価値評価費用、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用から構成され、割当予定先の紹介又はあっせんに係る成功報酬は含まれていないことを確認している。

以上より、本件調達資金の額は必要性に応じた出資とみることができ、徒らに既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないと思料される。なお、会社は、具体的な物件の選定又は設備仕様の確定により所要額が本件調達資金を超える場合には新たな資金調達又は借入等を含めた追加的な資金調達を検討し、資金使途に重要な変更が生じた場合には速やかに開示する方針であることを確認している。

（６）既存株主への希薄化の影響等

本第三者割当は、発行予定株式1,660,000株（本新株式249,000株及び本新株予約権の目的である株式1,411,000株）を想定しており、希薄化率は100.57%となる。また、本新株予約権が全て行使された場合、

割当予定先が有することとなる議決権の割合は50.14%となり、割当予定先は会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に定める特定引受人に該当する。したがって、既存株主の持株比率及び議決権比率に生じる希薄化の影響は大きいものと認められる。

もっとも、発行数量は新規事業に伴う資金使途の見込みに基づいて決定されており必要額を超える調達となっていないこと、本新株式に加えて本新株予約権を用いることにより流通市場における希薄化が一度に生じず段階的となること、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する株式のいずれについても、割当予定先から純投資目的であることを会社代表取締役社長が割当予定先の代表者に対する口頭による確認により把握しており、かつ、これらの株式を売却する場合には市場動向に配慮して売却を行う方針であることを確認していること、本新株予約権の譲渡には会社取締役会の承認を要し、その承認に際しては譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認及び売却に係る同様の同意を条件とすること、

本新株予約権には取得条項が付されており、資金調達ニーズが後退した場合等には会社が発行価額と同額で取得することにより議決権の保有を制限することも可能であること、割当予定先から、払込期日から2年以内に本新株式により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合における会社への書面報告、会社から株式会社東京証券取引所への報告及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であることなど、希薄化に伴う流通市場への重大な影響を抑制し、既存株主の不利益を緩和するための配慮がなされていると認められる。

加えて、AIデータセンター関連事業への投資により既存事業以外の安定した収益源の確保を図ること、中長期的には株式価値の向上につながると考えられる。

また、割当予定先が特定引受人に該当することについては、会社代表取締役社長から取締役会に対し、割当予定先における本新株予約権に係る交付株式の保有方針が純投資目的であり交付株式を売却して次の行使に必要な資金を調達する意向であること及び取得条項により議決権の保有を制限することも可能であることについて説明が行われ、社外取締役も異議なく本資金調達の決議に賛成している。さらに、会社の監査役3名全員から、本資金調達がその規模を含めて会社グループの今後の成長に必要と認められること、割当予定先が提示した資産の内容から交付株式を順次売却し資金化する方針に違和感がないこと及び本新株予約権について発行要項に取得条項が設けられていること等を確認したうえで、本資金調達に係る取締役会の決定は相当である旨の意見が表明されている。会社の意思決定の手続についても、必要な検討及び監査役による監視が行われていると認められる。

なお、本新株予約権の行使により割当予定先の議決権比率が過半数となり得ることから、会社においては、支配株主の異動に係る適時開示その他の必要な手続を適切に行うとともに、割当予定先が会社の経営に関与する予定を有しないこと及び支配株主となる意向を有しないことについて確認した内容及びその確認方法を開示において明らかにすることが必要と考える。

（７）検討結果

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行について、発行条件等の合理性、資金調達方法の選択、割当予定先の選定、払込財産の存在、調達金額の相当性、既存株主への希薄化の影響等に関する説明に不合理な点は見当たらず、その必要性を実現するために相当な範囲にとどまるものであると評価することから、本第三者割当による発行には相当性が認められる。

３．本第三者割当による新株式及び新株予約権発行に対する意見

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行には、その必要性及び相当性が認められると料する。

ただし、上記１（３）に記載のとおり、本件投資による収益はAIデータセンター事業者への賃貸により実現されるものであることから、賃借先の確保状況及び事業の進捗に関する事項、並びに取得予定の土地及び受電設備等の所在、面積、仕様及び取得価格が未確定であることに伴うリスクについて、有価証券届出書及び適時開示において投資者の判断を誤らせることのないよう適切に記載されることを前提とするものである。

また、本第三者割当は台湾法人に対する割当てであり、会社が営む事業の性質に照らし、外国為替及び外国貿易法上の対内直接投資等に係る事前届出及び審査の対象となる可能性があることから、会社においては、関係当局に対する事前の届出その他必要な手続を払込みまでに適切に完了させることが必要と考える。当該手続の状況についても、投資者の判断に資するよう有価証券届出書において適切に記載されることが望ましい。

さらに、割当予定先は海外に所在する法人であるところ、日本国内における大量保有報告書の作成・提出等の事務については事務代理者として行政書士が選定されていることを確認している。会社においては、当該事務が適時適切に履行される体制が維持されているかを払込み後においても継続して確認することが望ましい。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第74期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び半期報告書の提出日から本有価証券届出書提出日（2026年9月18日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年9月18日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第74期)の提出日(2025年9月29日)から本有価証券届出書提出日(2026年9月18日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年10月1日提出の臨時報告書)

1．提出理由

当社は、2025年9月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

- (1) 株主総会が開催された年月日
- 2025年9月26日
- (2) 決議事項の内容
- 第1号議案 剰余金処分の件
- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
- 1株につき金20円 総額33,112,960円
- ロ 効力発生日
- 2025年9月29日
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	13,935	116	0	(注) 1	可決 93.30%
第2号議案 取締役6名選任の件					
木田 周太郎	13,938	53	0	(注) 2	93.72%
高階 毅司	13,923	128	0		93.22%
山川 伯忠	13,995	56	0		93.70%
石松 孝明	13,923	128	0		93.22%
星川 建三	13,988	63	0		93.65%
稲嶺 和盛	13,988	63	0		93.65%

(注) 1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年 3 月12日提出の臨時報告書)

1．提出理由

当社は、2026年 3 月10日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年 3 月10日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
議案 定款一部変更の件	13,097	13	0	(注) 1	可決 92.01

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3．最近の業績の概況について

2026年 8 月14日に開示いたしました「2026年 6 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に掲載されている第75期（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,938,701	2,839,610
受取手形及び売掛金	772,390	602,116
電子記録債権	608,085	381,908
製品	23,433	14,245
仕掛品	55,574	43,675
原材料及び貯蔵品	106,572	111,812
その他	90,322	71,163
流動資産合計	4,595,081	4,064,532
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,163,857	3,376,347
減価償却累計額	2,247,469	2,298,474
建物及び構築物（純額）	916,387	1,077,873
機械装置及び運搬具	6,986,237	6,990,270
減価償却累計額	6,440,303	6,592,508
機械装置及び運搬具（純額）	545,933	397,762
土地	1,984,833	1,984,833
リース資産	194,404	251,043
減価償却累計額	115,196	128,762
リース資産（純額）	79,207	122,280
建設仮勘定	23,400	19,600
その他	1,274,510	1,314,057
減価償却累計額	1,123,091	1,186,798
その他（純額）	151,419	127,259
有形固定資産合計	3,701,181	3,729,608
無形固定資産	46,728	36,451
投資その他の資産		
投資有価証券	288,660	388,314
繰延税金資産	12,868	14,867
その他	32,516	38,297
貸倒引当金	55	-
投資その他の資産合計	333,990	441,478
固定資産合計	4,081,901	4,207,538
資産合計	8,676,982	8,272,071

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	104,988	139,305
電子記録債務	191,719	-
1年内返済予定の長期借入金	715,420	677,485
リース債務	31,339	46,562
未払金	340,917	282,052
未払費用	193,135	194,753
未払法人税等	30,102	24,118
賞与引当金	13,350	17,585
その他	157,258	97,707
流動負債合計	1,778,234	1,479,572
固定負債		
長期借入金	1,085,303	767,985
リース債務	65,766	95,080
退職給付に係る負債	488,517	220,941
繰延税金負債	-	6,797
その他	6,956	31,806
固定負債合計	1,646,543	1,122,611
負債合計	3,424,778	2,602,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	878,363	878,363
資本剰余金	713,431	713,431
利益剰余金	3,578,896	3,928,718
自己株式	6,611	6,706
株主資本合計	5,164,079	5,513,806
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	88,125	156,081
その他の包括利益累計額合計	88,125	156,081
純資産合計	5,252,204	5,669,887
負債純資産合計	8,676,982	8,272,071

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	5,053,326	5,294,932
売上原価	4,057,058	3,848,151
売上総利益	996,268	1,446,780
販売費及び一般管理費	1,043,577	1,075,292
営業利益又は営業損失 ()	47,309	371,487
営業外収益		
受取利息	720	2,399
受取配当金	10,405	13,607
受取賃貸料	15,585	14,460
スクラップ収入	10,392	6,545
その他	16,376	11,879
営業外収益合計	53,480	48,892
営業外費用		
支払利息	17,545	14,739
支払手数料	5,567	6,206
減価償却費	9,321	98
支払補償費	-	6,914
その他	-	41
営業外費用合計	32,434	28,001
経常利益又は経常損失 ()	26,263	392,379
特別利益		
固定資産売却益	77,523	1,700
特別利益合計	77,523	1,700
特別損失		
固定資産売却損	36,539	-
固定資産除却損	960	10,113
特別損失合計	37,499	10,113
税金等調整前当期純利益	13,759	383,965
法人税、住民税及び事業税	25,659	24,806
法人税等調整額	14,791	23,775
法人税等合計	10,868	1,030
当期純利益	2,891	382,934
親会社株主に帰属する当期純利益	2,891	382,934

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
当期純利益	2,891	382,934
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,415	67,955
その他の包括利益合計	6,415	67,955
包括利益	9,307	450,890
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,307	450,890
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	878,363	713,431	3,609,119	6,433	5,194,480	81,709	81,709	5,276,190
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	33,114	-	33,114	-	-	33,114
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	2,891	-	2,891	-	-	2,891
自己株式の取得	-	-	-	178	178	-	-	178
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	6,415	6,415	6,415
当期変動額合計	-	-	30,222	178	30,401	6,415	6,415	23,985
当期末残高	878,363	713,431	3,578,896	6,611	5,164,079	88,125	88,125	5,252,204

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	878,363	713,431	3,578,896	6,611	5,164,079	88,125	88,125	5,252,204
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	33,112	-	33,112	-	-	33,112
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	382,934	-	382,934	-	-	382,934
自己株式の取得	-	-	-	94	94	-	-	94
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	67,955	67,955	67,955
当期変動額合計	-	-	349,821	94	349,727	67,955	67,955	417,682
当期末残高	878,363	713,431	3,928,718	6,706	5,513,806	156,081	156,081	5,669,887

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,759	383,965
減価償却費	431,562	401,895
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	102,897	267,575
賞与引当金の増減額（ は減少）	360	4,234
受取利息及び受取配当金	11,125	16,007
支払利息	17,545	14,739
固定資産除却損	960	10,113
固定資産売却損益（ は益）	40,983	1,700
売上債権の増減額（ は増加）	170,294	396,451
棚卸資産の増減額（ は増加）	17,093	15,847
その他の流動資産の増減額（ は増加）	5,781	21,146
仕入債務の増減額（ は減少）	25,526	157,402
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,043	5,009
その他の流動負債の増減額（ は減少）	1,619	43,575
その他	5,493	6,897
小計	690,032	861,190
利息及び配当金の受取額	11,125	16,007
利息の支払額	18,140	15,028
保険金の受取額	-	506
法人税等の支払額	7,979	33,982
法人税等の還付額	23,328	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	698,367	828,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10,000	310,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000
有形固定資産の取得による支出	175,130	476,128
有形固定資産の売却による収入	313,044	1,700
無形固定資産の取得による支出	38,968	213
投資有価証券の取得による支出	3,216	3,123
差入保証金の差入による支出	-	14,447
その他	1,357	4,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	97,087	796,273
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	100,000	-
長期借入れによる収入	450,000	380,000
長期借入金の返済による支出	858,018	735,252
リース債務の返済による支出	33,423	42,633
自己株式の取得による支出	178	94
配当金の支払額	32,695	33,530
財務活動によるキャッシュ・フロー	574,316	431,511
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	221,138	399,091
現金及び現金同等物の期首残高	2,707,562	2,928,701
現金及び現金同等物の期末残高	2,928,701	2,529,610

(５) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

１ 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取引先の品物に熱処理加工を施す事業及びそれに付随する品物等の運送事業を展開しております。

したがって、事業区分に基づき「金属熱処理加工事業」、「運送事業」の２つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な内容は、次のとおりです。

報告セグメント	主な内容
金属熱処理加工事業	浸炭熱処理、窒化熱処理、焼入・焼戻し・焼なまし
運送事業	工業製品及び機械の運送及び荷役

２ 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	金属熱処理 加工事業	運送事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,450,421	602,905	5,053,326	-	5,053,326
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	263,898	263,898	263,898	-
計	4,450,421	866,803	5,317,224	263,898	5,053,326
セグメント利益または損失	102,034	33,664	68,369	21,060	47,309
セグメント資産	8,097,061	526,517	8,623,578	53,404	8,676,982
その他の項目					
減価償却費	371,250	60,312	431,562	-	431,562
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	360,219	66,151	426,371	-	426,371

(注) 1. セグメント利益の調整額21,060千円はセグメント間取引の消去であります。

また、セグメント資産の調整額53,404千円は、セグメント間債権債務等消去 27,322千円及び報告セグメントに帰属しない余資運用資金(預金)、長期投資資金(投資有価証券、保険積立金)等に係る資産80,727千円であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	金属熱処理 加工事業	運送事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,680,039	614,892	5,294,932	-	5,294,932
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	262,958	262,958	262,958	-
計	4,680,039	877,851	5,557,890	262,958	5,294,932
セグメント利益	320,064	30,363	350,427	21,060	371,487
セグメント資産	7,318,344	601,180	7,919,524	352,546	8,272,071
その他の項目					
減価償却費	342,466	59,428	401,895	-	401,895
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	277,342	128,905	406,248	-	406,248

(注) 1. セグメント利益の調整額21,060千円はセグメント間取引の消去であります。

また、セグメント資産の調整額352,546千円は、セグメント間債権債務等消去 27,674千円及び報告セグメントに帰属しない余資運用資金(預金)、長期投資資金(投資有価証券、保険積立金)等に係る資産380,220千円であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第74期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第75期中)	自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	2026年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4—1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 9月25日

株式会社オーネックス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

岩田 亘人

指定社員

業務執行社員

公認会計士

河合 秀敏

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーネックスの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金属熱処理加工事業における有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び一部の連結子会社は、金属熱処理加工事業を行っており、工場や事業所の土地建物、機械設備等、多額の有形固定資産を保有している。 当連結会計年度の連結貸借対照表において計上している有形固定資産3,701,181千円のうち金属熱処理加工事業における有形固定資産は3,458,747千円であり重要性が高い。 注記事項（重要な会計上の見積り）１．金属熱処理加工事業における有形固定資産の減損に記載の通り、各資産グループについて減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある場合には減損の認識の要否を判定し、その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には回収可能価額まで帳簿価額を減額している。各資産グループの回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定している。 各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額及び使用価値の算定には、各資産グループの事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローを使用しており、主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）を重要な仮定としている。正味売却価額の見積りにおいては、外部の専門家による不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を基礎として算定しており、土地の取引事例等に基づく比準価格や建物の再調達原価等の仮定が用いられている。 減損の兆候があると判定された資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りには経営者の主観的な判断や不確実性が存在するため、減損損失の計上の要否に係る判断を誤る可能性や減損損失の金額算定を誤る可能性がある。 以上から、当監査法人は、金属熱処理加工事業における有形固定資産の減損の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、有形固定資産の減損損失の認識の判定及び測定の適切性を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。 ・経営者が作成した評価資料を査閲し、減損損失の認識の判定及び測定が適切に実施されているかどうかを検討した。 ・経営者が策定した事業計画の妥当性を評価するために、過年度の事業計画と実績とを比較検討した。 ・直近に策定された将来の事業計画について、当年度の実績との比較検討を行い、計画策定方法につき経営者等に質問するとともに、過年度の事業計画との整合性、事業方針や外部環境の変化の有無を確認した。 ・直近に策定された将来の事業計画について、重要な仮定である主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）の見積方法について、経営者等への質問、協議及び関連資料の閲覧などを行い合理的であるか検討した。 ・主要な顧客ごとの売上予測について、当期の売上実績との比較及び質問を行い、経営者が作成する売上予測の精度を検討するとともに、根拠資料を入手して売上予測が合理的であるか検討した。 ・光熱費について、ガス単価及び電力単価の過去実績の推移と比較及び質問を行い、経営者が作成する光熱費の想定単価の精度を検討するとともに、根拠資料を入手して、想定単価が合理的であるか検討した。 ・正味売却価額の基礎となる不動産鑑定評価額等について、経営者が利用した外部専門家の適正、能力及び客観性を評価した。 ・不動産鑑定評価書の閲覧及び鑑定評価額的前提条件、採用した評価手法、評価額決定に至る判断過程を検討した。 ・正味売却価額の算定に必要な土地の取引事例等に基づく比準価格や建物の再調達原価等の主要な仮定についての妥当性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オーネックスの2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オーネックスが2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな

い。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年 9 月25日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員
公認会計士 岩田 亘人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 河合 秀敏

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーネックスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックスの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損
会社は、金属熱処理加工事業を行っており、工場の土地建物や機械設備等、多額の有形固定資産を保有している。当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産を2,375,403千円計上しており、総資産に占める割合は27%と重要性が高い。 当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（金属熱処理加工事業における有形固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

株式会社オーネックステックセンターへの投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度末において、関係会社株式240,000千円、関係会社長期貸付金1,905,000千円を貸借対照表に計上しており、このうち、子会社である株式会社オーネックステックセンターに対する残高は、関係会社株式190,000千円、関係会社長期貸付金1,905,000千円であって金額的重要性が高い。 会社は、財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）2. (株)オーネックステックセンターへの投融資の評価に記載しているとおり、当該子会社の将来の事業計画を基礎として、株式の回復可能性及び貸付金の回収可能性を判断している。 回復可能性及び回収可能性の評価に使用する将来の事業計画は、その策定に経営者の一定の仮定や判断が必要であり、主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）を重要な仮定としていることから不確実性が高い。 当監査法人は、当該子会社への投融資は金額的重要性があり、回復可能性及び回収可能性の評価には経営者の主観的な判断や不確実性が存在することから、当該子会社への投融資の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、株式会社オーネックステックセンターへの投融資の評価の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 経営者による株式及び貸付金の評価結果の妥当性を検討するため、同社の決算書に基づいて実質価額を再計算し、関係会社株式および関係会社長期貸付金の帳簿残高と比較検討した。 ・ 当該子会社の財務情報の信頼性を評価するために、財務諸表の分析を行うとともに、売上高や売上原価等の主要勘定科目について、サンプルで抽出した取引に対して計上根拠帳票との突合を実施した。 ・ 経営者が策定した事業計画の妥当性を評価するために、過年度の事業計画と実績とを比較検討した。 ・ 直近に策定された将来の事業計画について、当年度の実績との比較検討を行い、計画策定方法につき経営者等に質問するとともに、過年度の事業計画との整合性、事業方針や外部環境の変化の有無を確認した。 ・ 直近に策定された将来の事業計画について、重要な仮定である主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）の見積方法について、経営者等への質問、協議及び関連資料の閲覧などを行い合理的であるか検討した。 ・ 主要な顧客ごとの売上予測について、当期の売上実績との比較及び質問を行い、経営者が作成する売上予測の精度を検討するとともに、根拠資料を入手して売上予測が合理的であるか検討した。 ・ 光熱費について、ガス単価及び電力単価の過去実績の推移と比較及び質問を行い、経営者が作成する光熱費の想定単価の精度を検討するとともに、根拠資料を入手して、想定単価が合理的であるか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 2 月13日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩田 亘人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 河合 秀敏

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーネックスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。